

融資の申込みに必要な書類

		法人	個人	備 考
申 込 人 本 書 類	信用保証委託申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	三重県信用保証協会の所定用紙
	印鑑登録証明書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	新規申込時は原則として必要、2回目以降は変更がある場合は必要（発行日から3ヶ月以内のもの）
	完納証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	発行日から1ヶ月以内のもの※市外在住者でも四日市市のものが必要（四日市市役所2階市民税課窓口で申請してください）
	固定資産評価証明書（写）または直近の固定資産税・都市計画税納税通知書（写）及び課税資産明細書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申込人が固定資産（土地・建物）を所有している場合
	決算書・確定申告書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	直近2期分（決算書：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書・販売費及び一般管理費の内訳を含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表）
	試算表（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	決算後6ヶ月を経過している場合（月別の売上・仕入額の一覧でも可）
	商業登記簿謄本（写）	<input type="radio"/>	—	新規申込時は原則として必要、2回目以降は変更がある場合は必要
	許認可証（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	許認可を必要とする事業を営んでいる場合
	完納証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	発行日から1ヶ月以内のもの※市外在住者でも四日市市のものが必要（四日市市役所2階市民税課窓口で申請してください）
設備資金の場合	固定資産評価証明書（写）または直近の固定資産税・都市計画税納税通知書（写）及び課税資産明細書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	連帯保証人が固定資産（土地・建物）を所有している場合
	見積書または契約書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	店舗改装や建物の建築、機械・備品等設備導入の場合
	カタログ・図面（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	店舗改装や建物の建築、機械・備品等設備導入の場合
	借店舗・借地等の賃貸借契約書（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	借店舗・借地等に設備を行う場合
	改装承諾書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	借店舗を改装する場合
その他	建築承諾書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	借地に事業所または、店舗を建設する場合
	事業計画書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	四日市市環境改善設備資金を申込む場合
	創業計画書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	四日市市独立開業資金を申込む場合
	事業着手が認められるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	四日市市独立開業資金を申込む場合
	特定創業支援等事業証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認定特定創業支援等事業を受けて四日市市独立開業資金を申込む場合
	新型コロナウイルス対応融資申込付属書類（売上高減少確認書類）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）を申し込む場合

注1) 税金を納めた日から起算して約1週間以内に請求される場合、納めた税金が金融機関から市へ届いていないことがありますので、証明書を請求される場合は、必ず領収書（原本又はコピー）を持参して下さい。なお、口座振替をご利用の方については、振替日から5営業日以内に証明書を請求される場合には、記帳済みの通帳（当座取引については金融機関発行の明細等）を窓口にてご提示ください。

注2) 上記以外にも申込内容により書類が必要な場合があります。

産業競争力強化法に基づく創業支援

産業競争力強化法に基づく認定を受けて、四日市市創業応援隊（以下、創業応援隊）がさまざまな創業支援事業を提供します。「特定創業支援等事業」を受け、本市が証明書を交付した創業者は、登録免許税の半減等の支援措置が受けられる場合がございますので、四日市市又は創業応援隊の窓口の四日市商工会議所にお問い合わせください。

◆お問合せ先：四日市市 商業労政課 商業・サービス産業振興係 TEL 059-354-8175

：創業応援隊 相談窓口（四日市商工会議所内）TEL 059-352-8290

◆創業応援隊の構成メンバー：四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫

◆創業支援関連団体：サイバー・ネット・コミュニケーションズ（株）

令和6年度

2024年4月1日～2025年3月31日

—中小企業及び創業者のみなさまへ— 融資制度のご案内



四日市市 商工農水部 商業労政課 商業・サービス産業振興係 四日市市諏訪町1-5 ☎(059)354-8175

市融資制度の他にも、中小企業者に対する融資制度がありますので、下記相談窓口までお問い合わせ下さい。

- | | | |
|-------------------|---------------|----------------|
| 三重県中小企業・サービス産業振興課 | 津市広明町13 | ☎(059)224-2447 |
| 三重県信用保証協会四日市支店 | 四日市市諏訪町4-5 | ☎(059)353-9161 |
| 四日市商工会議所 | 四日市市諏訪町2-5 | ☎(059)352-8290 |
| 楠町商工会 | 四日市市楠町南五味塚60 | ☎(059)397-2046 |
| 日本政策金融公庫四日市支店 | 四日市市諏訪栄町1-12 | ☎(059)352-3121 |
| 商工組合中央金庫四日市支店 | 四日市市鶴の森1-3-20 | ☎(059)351-4871 |

融資制度の概要

制度名	こんな場合に	申し込みのできる方	資金使途	限度額	期間	利率	保証料(注1)(注3)	担保	連帯保証人
四日市市中小企業振興資金 (一般融資)	一般事業資金を必要とするとき	1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること 2. 常時雇用者が50人(商業・サービス業は30人)以下 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人(法人の場合) 4. 資本金の額が小売業・サービス業については5,000万円以下、卸売業にあっては1億円以下、製造業等にあっては3億円以下	運転・設備	3,000万円	運転: 7年以内 (内据置1年含む) 設備: 10年以内 (内据置2年含む)	1.5%	0%~1.1%	原則 担保不要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
四日市市中小企業振興資金 (新型コロナウイルス対応融資)		上記2~4に加え、新型コロナウイルスの影響により原則直近1か月間及びその後2か月間を含む3か月間の売上高が平成31年1月以降のいずれかの同時期と比べ3%以上の減少が見込まれるもの。					0%~0.9%		
四日市市環境改善設備資金	騒音・振動・排水等の公害が発生していたり、発生のおそれがあり、この対策に資金が必要なとき	1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること 2. 公害が発生しているか、発生のおそれがあること 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人	移転 設備	3,000万円	10年以内 (内据置1年含む) 7年以内 (内据置1年含む)	1.2%	0.15%~1.6%	原則 担保不要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
四日市市独立開業資金	市内において新事業開業または、開業後5年未満の市内中小企業が事業上の資金を必要とするとき	(個人の場合) ・市内に主たる事業所又は事務所を設置しようとする又は有する個人(法人の場合) ・市内に本店登記を行おうとする又は行っている法人 且つ、1~7のいずれかに該当するもの 1. これから1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する個人 2. 2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する個人 3. 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する会社 4. 新しく事業を開始してから5年未満の個人 5. 事業を営んでいない個人により設立されてから5年未満の会社 6. 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに設立された5年未満の会社 7. 上記4の創業者で新たに会社を設立したものが事業の全部又は一部を継承させる場合であって、事業を開始してから5年未満の会社	運転・設備	3,500万円	10年以内 (内据置1年含む)	1.3%	0.6%(注2)	担保不要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

(注1) 本融資制度は、三重県信用保証協会と連携して運用していることから、市は保証料の支援(表記の保証料(注1)は補給後の保証料率)や三重県信用保証協会が保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部を支援しています。

(注2) 産業競争力強化法における認定特定創業支援等事業による支援を受けた利用者は、保証料率が0.3%になります。

(注3) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料が上乗せされます。

注意事項

1. 融資対象外となる申込み

- ・三重県信用保証協会の信用保証が得られないもの
【農業、林業、漁業、金融・保険業(クレジットカード業・割賦金融業、保険媒介代理業、保険サービス業等を除く)、風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)等の信用保証対象外業務】
- ・許認可等を要する業種で、許認可を受けていないもの
- ・市税を完納していないもの
- ・既に借入したものの肩代わりに充当するもの
- ・有価証券購入等、投機目的のもの
- ・土地購入を目的とするもの
- ・市外へ設備するもの
- ・市の融資制度として不適当な申込みと判断されるもの

2. 保証料

本融資制度を受けるにあたり、三重県信用保証協会の信用保証が必要になります。なお、保証料については初回利息、印紙代と共に融資額より天引きされます。

3. 取扱金融機関

(以下の金融機関へ直接お申込みください)

三十三銀行・百五銀行・北伊勢上野信用金庫・三菱UFJ銀行・大垣共立銀行
愛知銀行・桑名三重信用金庫・中京銀行・商工組合中央金庫・滋賀銀行

※お申し込みに際しましては、金融機関の審査がございますので、お客様のご希望に添えない場合もあります。

4. その他

- ・融資制度の返済方法は、全て元金均等月賦返済となります。
- ・本融資制度申込みにあたり、詳細につきましては、市役所商業労政課 商業・サービス産業振興係までお問い合わせください。

中小企業振興資金・環境改善設備資金のフロー



独立開業資金のフロー

